# 明新小学校 いじめ防止基本方針

平成31年4月3日 改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長 および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じ させるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯 な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

# 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、 いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心 身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できる ように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組む ことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、市、市 教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめ防止等の対策に全力で取り 組みます。

# 2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

# 3 いじめの防止等のための具体的取組

- (1)「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育
  - 〇ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育をすすめることにより、自分を大切にし、児童同士が互いの良いところを認め合う人間力を高めます。

〇人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害等のある児童への理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う態度を育てます。

〇体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して、児童の絆を強め、共に活動することに 喜びや感動を得られる教育を進めます。

○道徳教育の充実

発達段階に応じた道徳教育を計画的に行うことにより、児童に対して、生活のために必要な習慣や態度を身に付けさせることに努め、児童が自分の目標に向かってやり抜くためのたくましさを育てるとともに、思いやりや助け合いの心に従って行動できる力を育てます。

# (2) 学校いじめ防止基本方針

- ○学校の実情に応じ、学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方 針を定めます。
- ○いじめ防止のための取組(環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談、保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめ防止等のための改善に努めます。

## (3) いじめの未然防止

# 〇授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学ぶ教育に努めます。

- 〇いじめの起きない学校・学級づくり
  - フレンズ活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。
- 〇児童の主体的活動の充実 学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の 取組を推進します。
- 〇開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画など、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

- ○インターネットや携帯電話等に関する指導 学級活動や児童会活動、PTA活動等を通して、「明新スマートルール」の徹底 を図ります。
- ○配慮が必要な児童への支援特に配慮が必要な児童について、日常的に、児童の特性を踏まえた適切な支援を 行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行い ます。

# (4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもい じめの兆候ではないかとの疑いをもち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

- 〇自己チェックの活用
  - 児童が日々の生活を振り返るために、月に1度いじめアンケートを行い、それを 学級担任が確認することにより、いじめの早期発見に努めます。
- 〇教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取る と同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を 図ります。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡等を通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

## (5) いじめの事案対処

〇「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班による立案、組織的な対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するととも に、いじめたとされる児童に対して事情を確認したうえで、適切な指導を行いま す。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家、警察や児童相談所、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

- (6) いじめの解消
  - 〇いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認する とともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。
  - ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当 の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
  - ②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその 保護者に対し、面談等により確認する。
- (7) いじめによる重大事態への対処
  - 〇いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。
    - 重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告します。
    - ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への 情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
    - 市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。
- 4 いじめの防止等のための組織
  - (1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

(構成員) 校長、教頭、教務、生徒指導主事、該当学年主任・担任 教育相談主任、養護教諭 等

- (活動) ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
  - 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための 具体的な活動の計画、実践、振り返り
  - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」につ いての協議
  - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
  - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体 制づくり
  - 校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
  - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
  - 学校におけるいじめ問題への取組の点検

## (2) いじめ対応サポート班

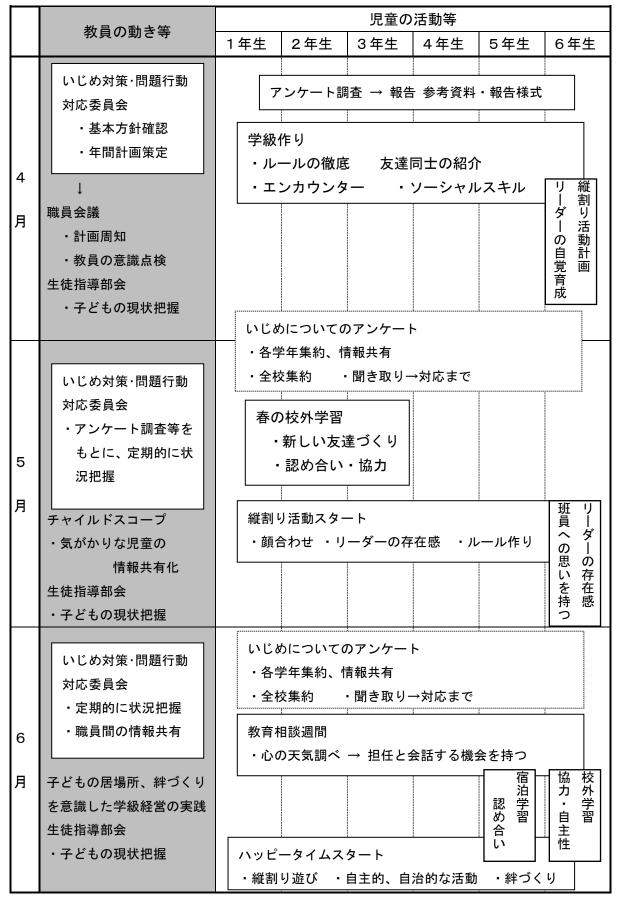
いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員) 生徒指導主事、該当学年主任・担任、教育相談主任、養護教諭 スクールカウンセラー等

- (活動)・当該いじめ事案の対応方針の決定
  - ・個別面談による情報収集
  - ・継続的な支援
  - ・保護者や地域との連携
  - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や 警察や児童相談所等との連携

# いじめ対策・問題行動対応委員会(常設)

校 長 61 頭 教 8 連絡:担任 の情報 教務、生徒指導主事、該当学年主任・担任、教育相談主任 養護教諭 口学校基本方針に基づく取組の実施 □具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正 □いじめの相談・通報の窓口 口いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有 □いじめの疑いに係る情報があった時の対応 ・いじめの情報の迅速な共有 ・関係のある児童への事実関係の聴取 ・指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携 □いじめ対応サポート班立ち上げ 外部人材 認知 ・スクールカウンセラー ・スクール 報告 窓口 関係教員 ソーシャルワーカー • 教科担任 関係機関 連絡 頭 • 教育委員会 相談 • P T A 警察 • 児童相談所 ・地方法務局 • 医療機関 いじめ対応サポート班(特設) • 民生児童委員 等 生徒指導主事 該当学年主任・担任、教育相談主任、養護教諭 □いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有 □事実確認作業 口関係児童への対応 □関係保護者への対応 口関係機関との連携 \*必要に応じて、警察への協力要請 □事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告



	教員の動き等	児童の活動等						
		1 年生	2 年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
7 月	いじめ対策・問題行動 対応委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導 保護者懇談会 ・情報や意見収集 ・必要事案は指導 生徒指導部会 ・子どもの現状把握	・全校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		報共有 間き取り一 非行防止に 報 モーラ	→対応まで こついて ひり教室 ・縦割り遊び	育		
8	いじめ対策・問題行動 対応委員会 ・取り組み評価を受け 夏休み明けへの方策 いじめに関する校内研修 ・7月までの反省 ・休み明けの取り組み	"	奉仕作業験、奉仕活	動 ・ 親	子の絆づく	IJ		
9 月	いじめ対策・問題行動 対応委員会 ・定期的に状況把握 ・職員間の情報共有 生徒指導部会 ・子どもの現状把握 チャイルドスコープ ・気がかりな児童の 情報共有化	<ul><li>各 聞</li><li>体 ·</li><li>。</li></ul>	き取り→対 : 大会へ向け	情報共有にある。	・全校集 ※休み中 ズ活動 ・掃除 <sup>1</sup>	の情報収	<b>集</b> 一	

	教員の動き等	児童の活動等						
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
10	いじめ対策・問題行動 対応委員会 ・定期的に状況把握 ・職員間の情報共有 生徒指導部会 ・子どもの現状把握	• 各	目間 · 亲	情報共有・聞き取り	→対応まで   		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
11	いじめ対策・問題行動 対応委員会 ・定期的に状況把握 ・職員間の情報共有 人権教育・人権週間に関す る校内研修会 ・人権週間の取組について 協議 生徒指導部会 ・子どもの現状把握	· 各 · 全	<b>産週間の取</b> 糸	情報共有 ・聞き取り	・ト 一対応 福祉施設訪問 よる を発活			
12	いじめ対策・問題行動 対応委員会 ・定期的に状況把握 ・冬季休業前指導 保護者懇談会 ・情報や意見収集 ・必要事案は指導 生徒指導部会 ・子どもの現状把握	• 各	かについての学年集約、情	情報共有 ・聞き取り- 年賀状: 福祉施 ・体験の	→対応まで 	育		

	教員の動き等	児童の活動等						
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
1	いじめ対策・問題行動 対応委員会 ・定期的に状況把握 ・職員間の情報共有 いじめに関する校内研修 ・12 月までの反省 ・休み明けの取り組み 生徒指導部会 ・子どもの現状把握			情報共有	・全校集	約 <b>情報</b> 来年度への自覚 すいせん祭りへの準備		
2 月	いじめ対策・問題行動 対応委員会 ・定期的に状況把握 ・職員間の情報共有 学校評価より ・保護者の評価分析 ・子どもの評価分析 ・改善策の検討 生徒指導部会 ・子どもの現状把握	いじめについてのアンケート ・各学年集約、情報共有 ・全校集約 ・聞き取り→対応まで  すいせん祭りへ向けてのフレンズ活動 ・認め合い ・協力 ・絆を強める  東 中学校種生交流 ・対いせん祭り ・感謝の心 ・次学年への自覚 ・絆を強める						
3 月	いじめ対策・問題行動 対応委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて 計画見直し	· · ·	じめについて 各学年集約 全校集約 情 証書授与式	情報共有・聞き取り	J→対応まで ラ ル 教	育	・感謝の心 じる	